

平成 27 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【2月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	国際私法

第 1 問

次の夫婦が日本で離婚する場合、夫婦の離婚について適用される法は何国法になるか述べなさい。

(1) 10 年前から日本に居住するドイツ人男 A とフランス人女 B 夫婦の場合

(2) 日本の永住資格を持つ韓国人女 C は、20 年前にフランスに留学し、フランス人男 D と知り合い、18 年前にパリで結婚した。二人は、フランス国内で夫婦生活を営んできたが、6 年前に D の不貞行為が発覚し、C は 5 年前に単身日本に帰国し、現在まで別居状態が続いている。この夫婦の場合は、どうなるか。

第 2 問

国際売買契約について、契約当事者間に明示的な準拠法の合意がない場合、日本の国際私法によれば、契約の準拠法はどのように決定されるか。

以上。